明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件（**総務**二四一）　一
○除籍の一部が滅失した件（**法務**三六五、三六七）　二
○除籍が滅失した件（**同**三六六）
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**三六八～三七一）
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**二三九）
○株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令第十五条第一項ただし書の規定に基づき、主務大臣が別に定めるものを定める件の一部を改正する告示（**財務・農林水産・経済産業**七）　三
○平成二十七年度における学芸員の資格認定を実施する件（**文部科学**一二二）
○保安林の指定をする件（**農林水産**一七五五～一七六九）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一七七〇～一七七六）　四
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（**同**一七七七）
○名古屋飛行場の施設変更許可申請があった件（**国土交通**八四九）　五
○高速自動車国道に関する件（**同**八五〇、八五一）
○新丸山ダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件（**同**八五二）　六
○建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合判定資格者検定機関を指定した件（**同**八五三）
○道路に関する件（**関東地方整備局**二九一）
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一一五～一一八）　七
○道路に関する件（**四国地方整備局**八五、八六）
○道路に関する件（**沖縄総合事務局**二四、二五）　八

〔**国会事項**〕

内閣　人事院　復興庁　財務省　防衛省　九

〔**人事異動**〕

〔**皇室事項**〕

官庁事項　一〇

〔**官庁報告**〕

東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一一
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）

公聴会

名古屋飛行場の施設変更に関する公聴会（国土交通省）　一二

〔**公　告**〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　一三

会社その他

告示

○総務省告示第二百四十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定により基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更することとしたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年七月十日

総務大臣　山本　早苗

第1の6を次のように改める。

6　移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数は、次のものとする。

97MHz（注1）
101.28571 4MHz
105.571429MHz（注2）
207.5MHz以上222MHz以下の周波数

（注1）　97MHzの周波数の電波の使用は、101.28571 4MHz又は105.571429MHzの周波数の電波を使用する放送局を開設する際に、混信又は混信の可能性が発生し、これを回避するために真に必要な場合に限る。

（注2）　105.571429MHzの周波数の電波を使用する放送局を開設する際に、混信又は混信の可能性が発生し、これを回避するために真に必要な場合は、105.428571MHzの周波数の電波を使用することができる。

○法務省告示第三百六十五号

青森県八戸市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年七月十日

法務大臣　上川　陽子

青森県八戸市大字市川町字稲荷下三十一番地　鈴木　タイ

○法務省告示第三百六十六号

秋田県男鹿市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十七年七月十日

法務大臣　上川　陽子

秋田県男鹿市北浦北浦字北浦百三十七番地の三　澤木　慶一

○法務省告示第三百六十七号

鹿児島県大島郡徳之島町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年七月十日

法務大臣　上川　陽子

鹿児島県大島郡亀津町三百七番戸　惠　豊盛